

第4回 さいたま市区役所のあり方検討委員会 会議録

1 会議名	第4回 さいたま市区役所のあり方検討委員会
2 開催日時	平成22年5月26日(水) 午後1時30分から午後3時40分まで
3 開催場所	市役所 第二別館 第1会議室
4 出席者名	<p>(1) 委員 17名(敬称略)</p> <p>伊藤巖、大澤謙治、兼杉文子、川鍋隆、木村美穂、國島徳正、 栗原順治、齋藤友之、須藤順子、富樫久江、丸山繁子、 渡辺紀子、島田正壽、吉野啓司、小山茂樹、鶴田修、 都倉正敬</p> <p>(2) 事務局等 19名</p> <p>清水正直 (区政推進室長) 比企邦雄 (区政推進室参事、区役所あり方見直しプロ ジェクトチームリーダー) 有住勇人 (区政推進室副参事、区役所あり方見直しプロ ジェクトチームサブリーダー) 上野聡 (区政推進室参与) 矢沢浩 (区政推進室主幹) 浜崎宏治 (区政推進室主幹)</p> <p>《区役所あり方見直しプロジェクトチームメンバー》</p> <p>井原優 (総務課長) 高見澤章 (人事課長) 渋谷貴之 (財政課長代理財政課総務係長) 石塚晃 (税制課長) 志村忠信 (健康増進課長) 伊藤芳男 (土木総務課長) 柳田香 (行財政改革推進本部主査) 矢島達也 (西区くらし応援室長) 高橋恒郎 (浦和区くらし応援室長) 本澤明 (桜区区民生活部長) 新井邦男 (北区区民生活部長) 大田原貞夫 (見沼区健康福祉部長) 丸山泰仁 (桜区健康福祉部長)</p>
5 議題及び 公開・非公開の別	議題 8 内容 のとおり 公開・非公開の別 公開
6 傍聴人の数	0人
7 審議内容	8 内容 のとおり

8 内容

(午後1時30分開会)

(1) 議事

齋藤委員長を議長として、進行された。

区役所で行うべき業務について

(事務局)

まず、資料3「区役所で行う窓口等業務の整理・検討について」は、今回、本庁組織において所掌している業務から、区役所で行う窓口等業務を整理・検討する上で用いた、基準、考え方を示したものの。

前回の会議でお示しした、「区における総合行政の推進に関する規則」にある区役所の4つの役割、及びしあわせ倍増プラン「すべての窓口業務を区役所で行えるようにします」を整理・検討にあたっての前提に据え、3つの視点から整理したものの。

1点目は「区が主体となって、地域の視点から取組むことで、より効果的・的確な対応が図られる」という視点。

2点目が、「市民活動・団体支援の推進」という視点。

3点目が、「本庁等へ行かなくても、区役所が1次的な窓口となる」という視点。

こうした視点に基づき、整理・検討にあたって4つの判断基準を設けた。

「市としての統一的判断・処理、広域的処理」及び、「高度の専門的技術・知識」は、前回お示しした本庁事務として配分されるべきもので、該当すれば本庁等、それ以外は区役所、という判断基準。

は、「本庁等へ行かなくても区役所が1次的な窓口となる」という視点から、
、
の
基準から本庁の事務に該当する場合であっても、受付等業務の一部を切り離すことによって、区役所で行うことは出来ないか、という基準。

は、窓口業務というものを2点に分け、住民に身近な相談業務としてマンパワーを投入してでも区役所で行うべき業務ではないか、という判断基準。

こうした基準に基づきまして、区役所で行う窓口等業務の抽出を行い、その後、人員、組織、予算等の課題を整理・検討した上で、実際に区役所で実施する業務を決定するという流れになっている。

資料の右上にある図は、実施形態により業務を3つに類型化し、市民・区役所・本庁組織の関連を図式化したもので、
は、全てを本庁等で実施するものを表したものの。
は、全てを区役所で実施するもの。
は、受付・経由等、業務の一部を区役所で実施するものを表している。

この中の
、
の部分、新規に実施、あるいは、現在区役所で行っている範囲を拡大して実施、または、内容を充実して実施することを目指す、ということを表したものの。

続いて、資料1は、局等から提案された区役所で行うべきとされた業務の、現時点での検討状況を中間報告として報告させていただくもの。

まず「1 区役所で行うべき業務を整理する意義」は、今後、区の組織・人員配置、予算といった課題の検討を進めるにあたっては、本庁・区役所等の役割分担の整理が、まず必要

となると考えている。現在、この役割分担の検証・再整理に全力を挙げて取り組んでいるところであり、今回、その中間報告を行うもの。

次に、業務数の一覧表については、第2回の会議で御報告した「窓口等業務の役割分担に関する調査」に基づき、本庁組織において「完結処理まで区役所で行うべき業務」、または「受付・経由等の業務の一部を区役所で行うべき業務」と判断した132の業務につき、区役所側で検討し、区役所で行うことが可能とした業務数をまとめたもの。

一覧表の一番左、「役割分担」の欄については、本庁組織による判断に基づき区分している。完結処理までと提案された59業務の内、区役所において完結まで、あるいは受付等の一部としてなら行うことができるとした業務数が、くらし応援室部会16、区民生活部会8、健康福祉部会5、合わせて29業務。

受付等一部業務と提案された73業務については、くらし応援室部会15、区民生活部会13、健康福祉部会2、合わせて30業務を区役所で行うことができるとして整理されている。

上段の29業務と合わせて、合計59業務を区役所で行うことができるとしている。

なお、この132業務には、現在既に受付等の一部を区役所が行っている業務を、さらに完結まで、あるいは業務の一部を拡大する、などとして提案された業務が含まれており、その提案に対し、区役所で行うことができるとした59業務の内、従来どおり受付等業務の一部として実施して行くものと判断した業務が12業務含まれている。

この業務を除きますと、59業務の内8割、47業務が、現時点で、区役所の役割として増える可能性があるものとなっている。

この47業務については、今後、人事・予算などの課題を整理・検討した上で、最終的に判断することとなるため、現時点でこれがすべて区役所に行くとは決まったものではないことを御理解いただきたい。

資料2は、各部会において区役所で行うことができるとされた業務の内容を、各部会ごとに一覧にまとめたもの。

まず、くらし応援室では、現在、区民から様々な相談や要望を受け、担当所管に確実に引き継いでいる。その中でも道路や水路、あるいは環境に関する取次ぎなどの案件が多いという現状を受け、検討に当たっては、可能な限り取次ぎによる時間的な口スを軽減し、「はやい行政」を目指すことにより、市民満足度の向上に繋げるという観点から検討を行ったもの。

内容は、地域内の環境保全に関する業務が9業務、道路・河川の管理等に関する業務が14業務、相談業務が3業務などとなっている。

次に、区民生活部では、現在、市民と行政の協働による個性を生かしたまちづくりの取組や、住民票の写し、各種証明書の交付など、市民生活に密着した窓口業務を行っている。検討に当たっては、委員さんからも御指摘があった、災害が発生した際には最前線となる区役所における防災業務の充実、あるいは市民活動・団体の支援の観点などから検討を行ったもの。

内容は、地域の緑化推進に関する業務が4業務、地域防災に関する業務が3業務、各種募集事務に関するものが8業務などとなっている。

なお、防災に関する業務については、まだ未整理のため、ここに記載できなかった業務もあるが、地域の防災拠点としての区役所機能の充実の観点から、現在、本庁・区役所の役割分担の整理に努めている。

次に、健康福祉部では、障害のある方や子どもからお年寄りまで、全ての人が安心して生活できるようにするため、保健・福祉に関する相談など窓口業務を行っているが、検討に当たっては、さらに充実した保健・福祉サービスの提供を目指し、相談業務の充実・拡大の観点などから検討を行ったもの。

内容は、障害のある方や子育て中の親御さんの支援、DV相談を含めた女性の悩み相談などとなっている。

今回、中間報告として、一体どんな業務が検討されているのかということ、委員の皆さまにお示しする必要があるだろうと考え、細かい業務内容をお示したが、ここでは、区役所が担うべき役割・業務として、「もっとこんな分野、業務を充実すべきではないか」とか、「区役所は、こういった役割を担うべきではないか」といった大きな方向性について、委員の皆さまから御意見をいただき、その方向性に沿った個々具体の業務については、事務局において実現可能性や問題点などを検証・整理し検討していきたいと考えている。

(議長)

今回、議題で御説明した資料は、個別事業名が挙がっているが、ほとんどの委員は基本的には市役所の事業を全部把握しているわけではないので、事務局が説明したとおり、個々の議論はあまり意味がないと思う。

未確定ではあるが、現在、検討され素案に挙がっているというものを手がかりに、もう少し、別の観点で増やすことはできないか、あるいは、再検討する余地があるのではないかなど等の意見を出していただければと思う。

まず、今の説明に御質問があれば。

(A委員)

くらし応援室部会で、31の項目が示されたが、この中で、完結処理まで16、受付経由15と分かれているが、これはどこからどこまでか。

(事務局)

資料2の1から16までが、局等が完結までと判断した業務のうち、区役所の方で、受付等一部を含め、実施すると判断した業務。17移行31番までの15業務が、受付・経由等、業務の一部のみを区役所で行なうべきと判断される業務の中から、区で行うことができる業務。

資料2の2ページ目、区民生活部については、1番から8番までが、完結処理まで区役所で行うべきと判断される8業務。9番目から21番目までが、受付経由等、業務の一部のみを区役所で行なうべきと判断される13業務。

資料2の3ページ目、健康福祉部については、1番から5番までが、完結処理まで区役所で行うべきと判断される5業務。6番目と7番目が、受付経由等、業務の一部のみを区役所で行なうべきと判断される2業務。

(B委員)

資料1で、業種が全体で132業務ということだが、そもそも132業務というのは、市

役所全体のどのくらいのパーセンテージに相当する業務数を抽出したことになるか。

それから、3つの部会の詳細の業務の移管案というか、区役所に相当すべきという指摘をされた業務、これは名前を見ただけでは、量的にちょっとピンとこないが、人員換算としたらどのくらいになるのかということは把握されているのか、できるのか。

(事務局)

まず、1点目については、本庁等に調査を行い、本庁等がそのまま現状どおり本庁等で行なうべきと判断したものは、この132業務の他に、約700業務。830分の132でいたい15%ということになるかと思う。

もう1点については、御説明でも申し上げたが、この人員がどの程度必要になってくるかという部分については、今後さらに検討していきたいと考えており、現在のところでは把握していない。

(C委員)

くらし応援室の中に、建設事務所の所管のものが11番からいくつか、23番からまたいくつかあり、16番までのものに関しては、役所の方で完結できる内容、23番までは、窓口業務、受付業務ということになると思うが、例えば、11番の樹木の管理業務というのは、管理、伐採するまでをくらし応援室でやるということか。どこまでやるのか。逆に、23番と24番の清掃業務は、似たようなものでなんでこういうふうに分かれるのか。

(事務局)

まず、1番からと23番からと分かれているという点に関しては、先程御説明申し上げたとおり、16番までについては、本庁組織の方が、区役所で完結処理まで行なうべきと判断した業務。23番以降については、本庁の建設事務所等の判断としても、業務の一部を行なうべきではないかとされた部分なので、記載されている場所が違う。

11番の街路樹の管理について、詳細については、各事業とも今後、事務所、あるいはくらし応援室で詰めていく必要があると思うが、この街路樹の管理につきましては、今現在、例えば、区民の方から街路樹が茂っていて困るという苦情がくらし応援室に入ると、くらし応援室から建設事務所の方へ、こういうことが入りましたと、取次が入り、建設事務所では、現在は直営ではやっていないので、業者の方に依頼を出している。

今回は、この取次のステップをなんとか短縮できないかと、区民の方から、街路樹を伐採してほしいというような依頼が入った場合に、建設事務所を経ずに、業者の方へ出せないかと、そういう提案。

具体的なやり方というのは、これから、詳細について詰めていく必要があると考えている。

(D委員)

このくらし応援室でやっている業務を、職員側から見て、どういうふうにしたほうがいいかという検討を加えたことはあるか。

一般的に、我々が、区役所に行って、本庁でやるべきとか、区役所でやるべきとかそういう意識の元に行ったってことはあまりない。区民は、区の方に行って、わからないから聞くんであって、それを年中業務としてやっている職員と我々とはギャップがあると思う。

職員が、どういうふうにしたほうが効率的だという整理したほうがいいと思う。

(事務局)

この132業務というのが、本庁組織内部の方で、検討を加えて、その上で区でやったほうがいいのではないかと、やるべきではないかという内部の職員判断があって出てきたもの。

(D委員)

街路樹の関係や道路の掃除などというのは、苦情の部分が結構あるのではないかなと思う。

(E委員)

本庁の方で、この道路の街路樹関係については、検討されたということだが、区側の方ではそれに対する検討はされているか。

(事務局)

本庁組織で提案された業務の内容について、区の方で検討した内容となっている。

(議長)

ただ、双方でしているといっても、現実的にかかる人員はどれくらいだという、より更に詰めた議論になってくると、また、変わる可能性が当然ある。今の段階では、我々がそこまで精緻な部分を考えるよりは、おおよそ行政の方で、具体的に絞り上げていく過程の前段の方向性なり、検討の材料を提案できればいいのではないかなと思う。

(F委員)

区民生活部の方の検討に当たっての観点で、市民活動支援の観点というところを入れていただいたので、とてもありがたい。

現在各区にあるコミュニティセンターとか公民館などの所管は、多分、本庁のコミュニティ課かと思うが、区民としては、所管が本庁なのかという感じで、なんで区役所にあるコミュニティ課の方で把握をしてくれないのかというのが、時々ある。

公民館などの活動で、いろいろ市民活動のすばらしい人材などがいらっしゃると思うが、そういった方々を、まちづくり、区民会議委員などとして活用するという人材の面でも、うまく情報も行きかかってないのではないかな。

駐車場などの問題についても、公民館、コミュニティセンター、児童センターなどを有効活用するような手立ても、所管課が違うのでうまくいっていないのではないかな。そのあたりを、区民生活部の中で担っていただければ。

公共予約システムなので、さいたま市全域のコミュニティセンター、公民館など、文化施設を使うときには、とても便利でいいと思う。人材の情報だとか、公民館やコミュニティセンターでの活動だとか、健康福祉部などで、介護予防のための活動をしているだとか、そうした民間レベルの実状も分かる。それが行政の方に届くことで、協働のまちづくりのためにはいい方向に行くのではないかな。

(G委員)

公民館に関して、私は逆で、区で統括されてしまうとちょっと困る。南区で実際に公民館を使うとなると、岸町公民館や、桜区の方に入ってしまう公民館もあり、緑区の方の東浦和公民館なんかも使う可能性が高い地域があるので、区役所へ全部足を運ばなきゃいけないようなことになると、ちょっと違うかなと。公民館というのは、その地域のものだが、その区界にある人たちにしてみると、公民館が対応を全部してくれれば一番いいのでは。例えば、岸町公民館のパソコンルームなどを使う場合、そこは浦和区なので、南区の者が行くとなると、区役所のコミュニティ課を通したりして使っているが、その辺が区単位で統括してしま

うと使いづらくなってしまうのではないかと思う。

(議長)

公民館の所管イコール施設管理というのと、利用の仕組みってというのは、どこが所管しようとして利用しやすければ良いわけだとすると、このあたりは、現実どうなっているか。

(H委員)

今おっしゃったのは、区に統括していただくということではなくて、区にも情報を流しましょうという御意見では。現状のオンラインでネットから申し込めて、便利な方もいらっしゃるの、それを変えようというのではなくて、区役所でその管轄の公民館やコミュニティセンターの活動の流れを何も把握していないのではなくて、区役所でも公民館でもということだと。

(F委員)

はい、情報の共有。

(H委員)

それと、あと一点。私たち利用者側の意見を言うと、笑顔で対応して、区役所で、あれはどこでやっているか、これは本庁だとか公民館だとかと、熟知している方が、笑顔で対応してくだされば、それでいいことなのかもしれない。

その区役所に異動してから、区でやっている業務をどれだけ把握しているかによって、たらい回しにされてしまうという現状が起こる。わたしも、区役所を利用して、3か所位を移動したこともある。

女性は特に、利用者側からの意見の方が出しやすいかと思う。利用者側の意見等も、具体的に考慮していただく時間もできればと思う。

(I委員)

全ての窓口業務を区役所で行なえるようにしますという、全てというのはどこまでかという話になると、830業務全てを区役所で行なうということは有り得ない。

そうすると、本庁の方がこれは区役所でやれるんじゃないかという目線で切り出したのが132業務で、その中から59業務まで絞り込まれたというのは、全ての窓口をもっていくという前提からすると、73業務の中から、極力132業務に近づけるように、59業務が増えるかどうかという議論をしていかないといけないのではないかと。

73業務の中で、本当に区役所にもっていきことが不可能なのかというものと、検討すれば出来るものなのかどうかと、二つか三つぐらいのグループに分けて、それを一回事務局にでも作っていただかないと話が進んでいかないのかなと。

利用者の観点からと言っても限界があると思う。

次元を切っていつまでに区役所の方にもっていけるかということが、最終的な委員会の提案内容になるのかなと思う。

(議長)

大きな提案が出された。

まず、本庁部局で洗い出した830業務のうち、基本的には検討して絞り上げて、最終的に区に移管可能ではないかというターゲットが132業務あった。既存の区役所の業務にほとんどが増えると考えていくと、かなり区役所が大規模な組織になると言える。

注意しなければいけないのは、実行可能かどうかは別としても、この委員会の中で、限りなく132業務に近づけるようなことを前提として、議論を続けるのか、あるいは、ある程度実行ベースで考えた上の59業務に上限を加える程度の議論にするのかというのは、まったく視点は違うと思う。

132業務を一気に全部変えてしまう、役割分担だけははっきりさせようと。こちらは、要は総合性を実現するのは、包括的に権限が多ければ多いほどいいという価値観。

一方、実行可能性で徐々に増やしていくという考え。今回の委員会の役割は、第一段階のもので、数年経ったら更に拡大の余地があるかの検討を義務付けるサンセット法のような提言を盛り込んで、段階的な議論をしていくのか。

(B委員)

先程、人員相当にしたらどのくらいの人数になるのかと質問したが、その把握はされていない。多分、小さすぎてできないのではないかと思う。したがって、量的なものの言い方で提言をするというのは、非常に難しいと思われる。つまり、132業務を全て聞いたとしても、量的にどうなのか突き詰めないと、定かなのかどうかと結論に至らないと思うので、定性的な提言に止まらざるを得ないんじゃないか。

量的な把握で、73業務をもっと詰めてくださいとは言えると思うが、量的にいくつまでしてほしいということは、できないのでは。

ただ、132業務にどういうものが入っているのだろうというのは、本当は知りたい。こういう細かい業務の積み上げが132業務だとすると、また議論が変わってくるなと思う。

(I委員)

私も、73業務について、ひとつひとつ議論をしていくというのは時間的な問題もあれば、不可能なものもあると思うが、73業務はなんでこのリストから落ちたのか、落ちた重さがあると思う。

絶対できないのか、本庁ができないと言っているけど、実際やろうと思ってみたら工夫次第でできるのか、それとも結構案外簡単にできるのか、三つぐらいのグループに分けることが可能なのかどうかちょっとわからないが、少なくともそのぐらいに分けて。

時間がかからずにできるものであれば、委員会としていつ頃までにやってくださいと。ちょっと厳しいなというものについては、2年ぐらいかけてやってくださいと。

そういう内容にしないと、59業務がどういうふうにして出てきた数字が分からないが、59業務だけをやってくださいというだけでいいのかと思う。

73業務を少なくとも三つぐらいに分けて、プライオリティの高いところを、やるとすればいつ頃までできるのかというグルーピングをした上での提言でしかできないのではないかと思うが、59業務のところでは止めた議論だとすれば、新規・拡大・拡充をするということが抜け落ちてしまうと思う。

(G委員)

例えばカラスの人的被害業務とか環境総務課でやってきたものが、区役所にした方が迅速になるのかということを考えても、そんなに差はないのではないかとは思う。

それよりも、区役所というのは、行政の一番最先端の窓口であるわけだから、私たちが使うときに、色々な相談にのってくれて、これはこういう課があって、こういうところに対応

できますよ、ということを知識として皆さんお持ちであるのを、わざわざ区役所を肥大化させて、例えば「カラスの人的被害業務課」のような課を作って、そこに人を投入して、その人たちがそればかりに当たるといようなことを、区民が本当に望んでいるのかどうか。環境総務課がやってくれるなら、まわしてもらえばいいという発想はないのかなと思うが。

(B委員)

そこは、ちょっと違うのでは。現場に近いところは現場でやるというのが、区役所の考え方だと思う。区役所が肥大化するのではなくて、むしろ本庁が肥大化している。だからそのことを是正するのが、我々の本来あるべき役目だと思う。

本庁の、市民対応に近い現場で業務をしてもらうという考え方にすることが、区役所の大きな役割で、そうあるべきではないか。

(J委員)

私はB委員とはちょっと見方が違う。資料1を見た時、市役所は、区役所にこれだけ業務を落とすことによって、何を期待しているのかがちょっとわからない。このとおりいくと、区役所を大型区役所にする、言い方を変えれば、小さな市をまたつくるのかなというように見方ができる。

そう考えると、確かにG委員がおっしゃったように、何でも下に落とせば、全部がいいという問題もそうだし、例えば区民生活部にある花いっぱい運動とか、みどり推進課事業があるが、これは「花とみどりのまちづくり」という市から立ち上げられて各区がやっている業務が既にある。

そこにまたプラスするのではなく一本化するというような内容の整理も市役所の方で考えて降ろした方がいいのでは。

健康福祉部で、5番の精神科の入院(医療保護入院)に関する業務(市長同意入院者の面会業務)というのが引き受けられる方に入っていたが、これは大変専門知識を要することとあるので、健康福祉部の方々がこの処理をするというのは大変なことだと思う。こういうのが果たして区の方からOKという声が聞こえたのかどうか。これは元々専門家のいる上の方に残しておくべきだと考えていくと、区役所は、市が望んでいるように、コンパクトシティにするのではなくて、高齢化社会が近づくのだから、区で市民の声を大切にす区役所の窓口業務というものを考えていただけのいいのでは。

くらし応援室で家庭ごみ収集の苦情対応業務というのが7番にあって、OKが出ているが、本庁と区役所を行ったり来たりするのではないか。区役所と本庁ともう少し密なる接点を持って、もう一度整理をしていただかないと。これだけだと区役所の区長さん以下が、できませんよと、完全に大丈夫ですと手を挙げられるかと、大変不安だと思う。

そうすると私どもも、区役所に行っても、ここに行ってもまたあっちに行くと、昔と同じようなことになるんじゃないかと。

(B委員)

それは、御心配なくできますという回答をいただいているのが、この示されているものだとということ。

(J委員)

果たして、それだけ本当にできるのかなと。人員の問題とか。

(B 委員)

議論が進まない。当然、人員も一緒に異動するわけだから人員的にどうなのかと聞いている。

(K 委員)

先程からの御意見と重なってしまうのかもしれないが、この区役所で行うべき業務の他に、区役所では住民票とかたくさんの窓口業務をやっていると思う。ここに59業務の中間報告として出ているので、区役所に行ったらこれは全部やってもらえるんだと考えれば、なにも区役所が小さな市になるとか、そういうふうには考える必要はないのでは。

(議長)

最初に、確認しておきたい。

事務局に出していただいた資料自体は、これまでも大雑把な基準から数を特定し、更に厳密に特定する過程において、区役所の窓口業務という観点から業務を洗い出し、区に移管されれば、住民はワンストップサービスで不便はきたさないだろうと。それが、区役所の有効数を上げるという前提で、132業務に絞るには、内部の選択と集中のような、初回の会議で出された基準が扱われてきた。

この132業務を更により厳密に分類するに当たって今回資料の3のような基準を当てはめてみた結果、この基準からはじかれた、つまり59業務以外の73業務というのが、この基準で言えば、統一的なとか、高度な技術を要するとかそういった理由ではじかれただろうと考える。

窓口業務に該当する業務が漠然としているから、余計議論もしづらいが、その窓口業務を洗う過程において、関連した業務なので区役所に移管したほうが完結処理につながるということで、窓口業務以外の業務が移管されるべき対象になる。

そもそも該当する業務は、窓口業務なのか。市民が必ず利用する業務なのか。

(事務局)

132業務の中には、窓口を直接的には伴わないものも含まれている。調査を各区に投げたときに、対象とするものを、窓口業務、及び、直接的に窓口ではないけれども、その業務を区で実施することで、間接的に市民の利便性に繋がるようなものも含めている。

(議長)

では、本来は、セットで資料も作ったほうが良かったのでは。

ある特定の窓口業務に関して、連動して移管された方がいい仕事だと分かれば、いかに完結しているかがわかるが、全てが切り離されて統計が取られて議論されるから、私たちにとってはイメージしづらいのは事実だと思う。

ただ、先程いろいろ御意見が出たが、一つの事業を区分していくと、一部分だけを担っていることになるので、前回の議論のときにもあったが、なぜ防災をいろいろな課で似たような仕事を分散してやるのかという問題は必ず出る。

事務を個別に切り離していくと、関連性のないものを用意してしまう可能性もある。

だから、総合的になるかどうかということは、必ずしも言えない。だから、そこは、どこかで切らなくてはいけないわけだが、そのときに重要なのは、先ほど御意見にもあったように、やはり利用しない権限を区がもらったって、メンテナンスするだけで意味がない。執行

権だけもらっても、業務量が増えるだけで何の意味もない。

もらうべき権限というのは、決定権であって、執行権は本来は shouldn't。なぜかという、執行は別に業者がやったり、NPOがやったり、市民がやったりするということで、公務員が全部やる必然性はないわけだから。多くの場合は、決定権は、前回の議論にあったが、組織権と人事権と予算権。ただ、この場合は制約がかなりあるので、基本的には限定的な権限移譲ということになると思う。

今まで言ったこととちょっと違うが、窓口で対応することができても執行権がなかったら結局できないので、どこかで実務上は整理しなければいけない。

そういう意味では、全部の事業を洗い出してというのは、なかなか正直言って限られた時間の中で無理だ、ということで、私から提案したいのは、この59業務はこのまま詰めていただきたい。更に先程冒頭で提案があったとおり、残りの73業務の可能性を再度検討していただく。それでだめならその理由を示していただければ。だめだった部分については、何年か区役所運営をし、経験を積んだ上で、あるいは市民の要望を聞いた上で、順次、権限の拡大すべきものは拡大していくというときの対象のリストにすればいいのではないか。

だから、段階的に、今回は59業務と、これに、今後予定されているアンケートの市民の動向を加えた上で、増減を決めて行く。あとは、区との協議を人事計画も含めて着実に、詰めていただく、という2段階でいく方向で。

更に、検討に当たってこういうことを調べた方がいいということ、もし、委員の中であれば、追加的に出していただければと思う。多分、結構検討し直さなければいけないことがありそう。

先ほど、会議の始まる前に、一部の委員さんと話したが、市民からすると、権限があっても、使うことがない。あまり困ったことがないという率直な意見があった。多くの人がそうなのかもしれない。

ただ、地域のことは地域で処理していきましょうといざ動いたときに、制度がない、権限がない、と気づいたときにはもう遅い。

だからこそ、日常困らないかもしれないが、ある程度包括的に区に自立性の高い権限を与えた方が、後々の市民参加ということを見ると、非常に区役所自体が使い勝手のいいものになる。だから今は、区役所の権限を配分することと、同時にそういったときに使われる権限は何か、ということも考えると本当はいいのだろうが、リアリティがないから、まず役割分担をと。その中で組織の権限なり、人事権なり、予算権なりというものを補足的に検討して提言すればパワーアップできるだろう、そういう論理で委員会を今動かしているんだと思う。

今後の予定も含めてだが、これで終わりというわけではない。

今は、素案の素案段階を作る過程で、再度事務局の方で絞った過程を説明していただき、その際に、また事務のあり方というのを議論していただければと思う。

(H委員)

せっかく区長さんがいらっしゃるんで、この業務が本当にきていいのかなのか、ざっくばらんに、現場の御意見というのが非常に参考になるのではないかと思います。

利用者の意見というのは、女性陣から出たので。

(L 委員)

この 1 3 2 業務が云々ということよりも、区役所というのは地元の本当の窓口だから、自治会に関連したこととか、青少年育成、防災といったような業務は区役所で行う。

私が区長になって思うのは、学校へは、入学式や卒業式などに招待されて行ったりするが、それ以外に自分から進んで行かないと接点がないというのは、やはりおかしいと思う。

昔、合併したときに、行政センターという施設ができたが、その時は教育委員会の出張所があった。やはり区役所としても、学校もやはり身近な問題なので取扱いたい。

そういった方向性が 1 3 2 業務には見えない。自分で言うのもなんだが、そういった観点から調査をして業務を洗い出していくと、区役所のあり方というのが見えてくるのではないかなと思う。

だから、この 1 3 2 というのは良いとか悪いとかではなく、そういうコンセプトで検討しないといい区役所ができないのではないかというふうに思う。

(M 委員)

私はこの 4 月から見沼区長になったが、基本的には、住民に身近な窓口業務は全て区役所でやった方が、住民に対してサービスの向上になると思うので、その方がいい。

しかしながら現状として、職員も「これ区役所でやった方がいいよね」というものが今回の数字の中になんか入ってきている。

ただ、実際にできるのできないのというお話もあったが、これを変えていくには、ルール作りをまず変えていかなければならない。条例だとか組織だとかその辺を変えなくてはいけない。ただしこれは役所の手続き論なので、これはできる。

次にやらなければならないのが、人事、組織、予算。これは資料の 1 と 3 にも書いてあるが、具体的な移行する業務が決まったとしても、まだ、人員、組織、予算というのはこれからの課題の整理をしなければ、実際にそれが実務としてできるかどうかというのは市としては、難しい部分があるので、その整理は今後していかなければいけないと思う。

それから、今回の「窓口業務をすべて区役所で行えるようにします」という原点というのは、多分、建設事務所と区役所の関係の話ではなかったのかなと思う。

例えば道路関係でいくと、区役所は点の補修。建設事務所というのは線でやる。建設事務所が、この表の中では本庁機能のように言われているが、建設事務所そのものは、公園事務所と同じように出先機関。

本庁で一括してやるのではなくて、今は北部と南部ということで、北の 5 区と南の 5 区に分かれてやっている。その窓口的なものを区役所でやっている、ということなので、おそらくいちばん、市長が、たらい回しなり云々の話を聞いて今回考えた発端というのは建設事務所と区役所の話ではないかなと思うので、多くは土木部門だが、本庁と区役所の話ではなくて、間に一つ建設事務所という組織のクッションがあつての話だと思うので、そこがちょっとなんだか違っているのかなという感じがする。

基本的には私は、住民に身近な窓口はすべて区役所でやった方がいいと思うが、前回質問したが、それを受け入れられるボリューム的なものが、今の区役所では、お金と組織はやり方次第で、やれと言われればやれると思うが、人と箱はちょっと、現状ではできるところとできないところがあるのかなという感じ。

(D委員)

私は、自治会の方でやっている。

土木関係、道路関係、それから環境関係ほとんどが各区で対応できない部分があり、予算の権限とか人事というものを含めてかなりの権限を与えていただかないと、すぐ対応できるような状況にはならないというのが現実。

その辺を踏まえて、もう少し幅広くという形でやっていただきたいのと、それから合併してこういう状況になって、本庁のあり方、その辺の検討も必要ではないかと思う。分割することによって損失する部分が結構あるだろうと思うので、束になっていっぱい人材を確保しておいた方が効率いい場合もあるということも考えるべきではないかなと感じている。

(N委員)

M委員のおっしゃったとおり、私も基本的には区役所がいろいろ場面で活躍をすべきであろうという考えをもっている。個々の事業を分析していくということではなくて、むしろこういったものを区役所がすることによって、例えば市民の生活の中で環境面だとかあるいは福祉の面だとか、あるいは道路の面だとか、いろんな市民生活の分野の中で、こんな区に変わっていきますよというものを、この検討会で意見を集約していくのだろうと思っている。

そういったものを目指して行くのと同時に、人事や人員、予算の権限といったもの等々については、市民の皆さんに対するサービスをいかに実現していくかというエンジンになるのではないかと考えると、先ほどD委員もおっしゃっていたが、全体とのからみだとか、効率性も考えていかなければいけないのかなと思う。

(議長)

総合性は、実現すれば効率的。先ほどの話で、問題はリアルタイムにその場で処理するのが最も効率的と考えられるが、行政自体が、最初から業務をきれいに分けた経験がない。行政評価も機能しないということなので、業務を本当に住民本位で配分するというのをやるというのが多分今回実務上は初めてなんだと思う。

これまでの議論を聞いてると、やはり、論点というか考え方がそれぞれかなりの幅がある。

そういう意味で、何かひとつに集約というのは難しいとは思いますが、それぞれの委員が御発言したキーワードが、事務を振り分けるとき、あるいは区役所の位置づけをするときの基準に成り得るかどうかというのを、時間をとってもう一回吟味してみるという価値はあると思う。そういうことをしないと、報告書の素案も作れないと思う。

これまでの議事録をチェックし、それぞれの発言要旨から、資料を作る際の基準になるのか、あるいは構想を建てる上での基準になるのか、丹念に読み取っていただき、これまで積み重ねてきたと思われるもののチェックを事務局の方でするように心がけていただければと思う。

次に、B委員が出された資料について、御説明をお願いしたい。

(B委員)

今までの議論、今回の議論、私なりに整理する必要があるなということで、本庁から区役所へ、どのような組織、業務を移管したらいいのだろうかという考え方を一応まとめてみた。参考になればということでお話をさせていただく。

1番は、いわゆる原則論的なこととして、本庁は全市的企画・予算業務に徹し、戦略的な

テーマというものも入ると思うが、いわゆる実行・実施（執行）の分は、区役所の業務とする。

この明確な仕分けが基本的にないと、何を基準に区分けするのか、ということがないのではないかと思われるので、ここを明確にする。

そのために応じた組織体系とし、区に関わる予算については各区へ予算配分する。予算というのは、全市的に使う予算もあるだろうが、たぶん私の考えるところでは、大部分は各区に渡る、各区の行動に結びつく予算が多いのではないかと思われるので、当然ながら予算を各区へ配分すると、それに伴う執行する部隊は伴っているわけなのでそこへ配分する、という考え方を取ってはどうかと思う。それが原則論。

2番目は組織の問題に関連するが、今、区役所にコミュニティ課というのがあるが、ちょっとよくわけがわからないので、これを「地域振興課、区政推進課」というものを新設し、分離して区役所に移管される業務相当をそれぞれしかるべく束ねて各課にまとめるようにしたらどうかと思う。

今日の議論でいえば132業務に相当する部分が、1番で言う執行部隊に相当するのだろうか、あるいは他にもあるのだろうか、ということになるかどうかと思う。

その次に、「経済、商工、農業、観光」この間もちょっとそこの議論があったので、強いて言えば「地域振興密着型」ということで、しかるべく配置したらどうかということ。

3番以下は、今まであまり議論の対象には多分なっていないと思うが、付属施設とか、出先機関がある。

これは今ほとんど本庁の所属になっている。ただややこしいのは、教育委員会との関係がある。例えば学校だとか公民館は、教育委員会の範疇なので、区役所とは直接関わりを持ち得ない部分になっている。そんなことはあるが、一応本庁に関するということで考えてみたもの。

3番として「子育て関係は保育所管理とともに区役所へ移管する」保育所は62か所あり、各区ごとにみると、5から7つぐらいの保育所になるかどうかと見ている。住民の方はおそらく待機児童がたくさんいるという時代になっているわけだが、本庁の方へそれぞれ問合せをしているのだろうか。これらはそもそも地区で解決すべき問題なのではないだろうかと考える一つの根拠がある。

したがって、保育所62か所、それぞれ管理とともに区役所に移管する。本庁の組織表をみると、これは去年の7月現在の職員録によって区分けをしてあるが、子育て支援課とか保育課と、これに携わる人たちがおられて、この他に企画課というのがある。これに10名相当の職員がいるのだから、こういう人たちをしかるべく保育所と共に各区に移管するという案。

それから4番目、「保健所、福祉部のうち地域に所属する業務は区役所に移管する」と。保健所は全体として別の組織になっている。これも二つの論点から考えたらどうか。福祉部所属の老人憩いの家をはじめ高齢者施設が26ほどある。それと障害者施設が12か所ある。これもやはり区民サービスと言うならば、区に所属すべきものなのではないだろうか。区役所の管理下に置かれるべきものではないか。より身近なところにあるべきものなのではないだろうかという観点からそれぞれ分けてみてはどうか。ちなみに組織としては、

下にあるように福祉総務課 20 名、高齢者福祉課 13 名、介護保険課 13 名、障害福祉課 31 名と、とかなり本庁に職員が所属している。これらはそれなりの仕事があるわけだが、これはしかるべく施設の所属と共に各区役所に異動するというのを考えてみてはどうかと。

それからもう一つは、その下の保健と福祉の連携。これは時代の要請というかこれにさらに医療ということがあるわけだが、医療、保健、福祉が連携するという考え方、これは一つの体系的なものだという考え方によるわけだが、地域に密着する業務として移管し、区役所にもそれに相当する福祉の関係の業務があるので、それらと機能的に統合するという考え方をとってはどうかと。

ここでは保健所は表の 2 の下の右のところに、地域保健課、お医者さんとかいろいろいらっしゃるから 28 名とか、地域保健センターとか、精神保健課 19 名、こういった方々がおられるので、本来の保健所の機能を残すことと、各区役所に仕分けすべき業務と併せた人員の区分けが考えられるのではないかと思う。

5 番目として「環境対策で現場に近いところの業務は区役所へ移管する」。

現場に近いというのは、区役所に近い、要するに市民に近いということ。表の 3 に、左下にありますように、それに関わると考えられる業務として、地球温暖化対策課 9 名、廃棄物政策課 19 名、環境対策課 24 名、産業廃棄物指導課 26 名というような職員が本庁の組織表に載っているが、これはやはりしかるべく業務の区分けによって、現場に近いところと言う意味で、それぞれ区役所に移管すべきものは移管すべきではないか、より現場に近いという発想に立つべきではないか、という考え方である。

6 番は、もう一つ、都市局の中にまちづくり事務所というものが 10 か所ほどある。これは、業務はよく私もわからない部分があるが、一口で言えば土地区画整理事業ということのようなので、専門的な技術とか、そういう観点が必要になるのかなと思われるので、場所的な関連ではつながりはあるんだけど、実際にどうか、移管すべきかどうかというのは、判断がクエスチョンということで付けてある。皆さんの御意見を伺いたいと思う。

それからもう 1 点、先ほど冒頭の方であった公民館とかコミュニティ施設の管理は、本来ならば区役所にあるべきだと思う。地域内に所属する公共施設の施設管理は区役所にあるべきであると思うが、公民館は元の組織が教育局という範囲になっているということ、それからコミュニティ施設は外部団体の外郭団体が管理するようなシステムになってしまっているということ。これらが障害になって公共施設の、区役所の管理というのはなかなか難しい状態になっている。この辺を整理しないとならないのかなと、前提すればまた変わったことになるかな、というふうに思う。

先ほど、132 業務の仕分けということがあったが、ぜひ私が今申し上げた 3 以下の付属機関とか施設に関する部分も入っていることを願っているわけだが、そういうことを含んだ上での 132 業務であればなおよろしいと、ぜひそうありたいと願っている。

一口で言えば本庁はやはり、こういったことも含めると、ことばがあれですが、頭でっかちになっていると言わざるを得ない。

これは、なお、他の市の例も参考にしている部分がある。

(議長)

はい、ありがとうございます。

何か皆さんの方で、お聞きになりたいことがあれば。

1番については、おおむねこういった考え方なんだろうと。これは別に委員会も否定するものはないと思う。ただ注意しなければいけないのは、あくまでも区役所は、本庁のただの使いっばしりではないということ。だから、正直言って企画と執行を今の流行で簡単に分けると、区役所って別にそれだったら業者でいいじゃないかということになりかねない。あくまでも住民のまちづくりの拠点であるので、業者に担ってもらっては困るわけで、やはり一定の決定権なり、企画権なりというものが用意されていなければ、自立とは言わないということなので、その辺を配慮していただければそのとおりだと。

それから2番については、これは、実際の権限の配分が、それから役割分担がある程度固まってくれば、自ずから組織の、区の組織のあり様というのは検討せざるを得なくなるから、今のままでいいかどうかということで、どういう形になるかはわからないけれども検討の対象になることはなるだろうということだと思う。

ただ、それ以下の3番以降については、かなり、この委員会を出している資料からすると、あるいは考え方からすると、劇的に、大手術という状態のように思うが。

ただ、一つだけ、これら3番から6番まである、先ほどB委員が言ったとおり、はたしてこういったものが、先ほどの132業務の俎上の中に入っているのか否か。ちなみにその感触だけでも、事務局教えていただけるか。

(事務局)

132業務の中に、区域の中の施設の管理ということでは、残念ながらほとんどなかったと思われるが、こちらの5番の観点、環境対策で現場に近いところの業務ということに関しては、地域内の環境保全ということで、先ほど資料2でお示ししているような内容だが、若干ですが、含まれているのかなと。

(議長)

ちなみに、福祉関係で、入所について広域調整というのは、現在も行なわれているか。自分の隣が空いているから入りたいということはないだろう。となると、単純に移管ということとはできない。公立施設で、老人ホームでもなんでも構わないが、そういうのって広域調整やっているのか、政令指定都市でも。

(プロジェクトチーム)

例えば、特別養護老人ホームなどは、従前は措置制度というものでやっていて、今は、利用契約、利用者と施設方の契約行為ということになるので、現状は調整はなされていないと思う。

(議長)

発想として、広域調整をやるんだったら、区役所に移したところで意味ないなというものがあるので。ただ、業務の内容によっては、同じ施設でも。実態がちょっと今定かではないので、話からすると、施設との個別契約だという話だから、空くまで待つという。

ほんの、わずかながら入っていたという実態だった。他に何か皆さんの方で、B委員の資料について何か。

(A委員)

先程から、施設の、区役所への移管という話の中で、コミュニティ施設とか公民館という

名称が出てくるが、例えばコミュニティ施設を例にとると、先ほどB委員からもあったが、指定管理者制度をとっており、これは、今度、公募で行われるという話になるが、そうすると、それを公募で決めていくときには、議会にかかる。そうすると、委員会に付託されて、委員会で契約が審議されるような形になり、これが区に移管されていったときには、それを誰が答えていくかというような、その先々までの議論が必要になる。

また、公民館においては、先ほど説明があったが、社会教育施設なので教育委員会の所管ということになるが、区役所への移管ということになると、条例でコミュニティ施設と同列の扱いにしなくてはならないということになり、それぞれ性格が異なるので、そうしたところを検討していかないと簡単には動かすことはできないと、そういったことが、それぞれ施設については、付いて回ると思う。

(議長)

確かに、建物は、制度上の制約でなかなかうまく使えないというところは、そういう意味では先ほどの駐車場みたいにうまくシステム上でつなげて利用するというのが限界だろう。

(A委員)

それぞれの建物で、クリアすべき事項が多々出てくるだろうと思う。

(議長)

せっかく出していただいたので、こういったアイデアもあり得るという視点で。

それでは、2番目の、局等へ集約すべき業務ということで、ひとつ構想が出されているので、御説明をお願いしたい。

局等へ集約すべき業務について

(プロジェクトチーム)

税制課です。現在は、税務事務の権限を、一部、市長から区長へ委任をしているということで、本庁と区役所でそれぞれ事務を行なっている。具体的に区役所で行なっているものは、課税の面で税額を決定するという行為。個人の市民税・県民税の普通徴収。それと。本年の10月から実施予定である年金受給者の特別徴収。それから、固定資産税・都市計画税、軽自動車税を取扱っている。

本庁においては、それ以外の税目である法人市民税などの6税目を取扱っている。

次に、徴収については、全税目のうち、500万円以下の滞納について、主に区役所で行なっている。各種税務証明の発行については、全ての区役所、支所、市民の窓口で行なっている。

次に、課題としては、現在区役所には、税務職員として260名、課税関係が170名、徴収関係が190名配置されており、1区あたり平均26名ということになるが、税目によって担当者1名というような状況になっているものもある。これは、限られた職員数を10に分散していることから、効率的・効果的な課税収納事務の推進の妨げとなっている。

課税については、必要な調査が不十分ということに。徴収については、収納率、これは、課税に対して、どれだけ納付されたかという率だが、平成20年度は、政令指定都市の平均を下回っている状況。また、今般の経済情勢などにより、平成21年度は更に、前年比を下回る見込み。

税務事務を行なっていく上で、公平性ということが重要なことだが、これらの面から対策を講じる必要がある。

税務職員については、専門性が求められており、職員の年度研修計画等を策定し、それに基づき行なっているが、税知識の承継、職員の資質の向上というところでは、現行の組織体制では、限界がきている。

今後の方向性としては、現在、10区役所と本庁で行っている市税の課税徴収事務を、市税事務所に集約する。集約した場合には、従来行っている税証明等の発行事務を引き続き区役所で行えるよう、直接的な市民サービスの低下を招かないようにすることが必要である。

(議長)

簡単に言うと、業務を整理してくる過程で、一元的に集約したほうがいいということで、この市税の一部が挙がって、実際に一元処理をどうするかということについては、具体的な既存の区役所の納付と証明書の発行はそのままだけでも、それ以外の事務は一元管理するということ。

(プロジェクトチーム)

そうですね。国税や県税の場合は、自分で申告して納付するという行為の税目が多いが、市税の場合、固定資産税、市民税、県民税というのは、基幹税目になるが、それらについては、市の方で税額を決定し、決定したものを納税通知書というかたちで、納めていただく。決定する行為というのは、特に、区役所で行う必要がない。また、納付についても、基本的に4時までは金融機関の方が開いているので、金融機関で納めていただく。これは現行も同様。金融機関が閉まったあとについては、区役所の収納課で直接納めていただくということになる。

(F委員)

確か、市税に限って、コンビニエンスストアでも、今年度から納められるようになったときいているが、それも、同等に集約すべき業務ということの一環で、そういう動きができてきているのか。

(プロジェクトチーム)

それとは、別で、納税機会を増やすもの。収納率を上げていくという一つの手段として、今年から実施する予定だが、市民税、県民税、固定資産税、軽自動車税の30万円以下のものについては、今年からコンビニで納められることとなっている。

(B委員)

職員としては、専門性を求められる、これはある意味ではわかる。口は悪いが、ゼネラリストの人が多いのが普通だが、それに対して、税務職という専門家スペシャリストの人生を歩んでいくというか、そういう系統の業務を一生続ける、こういうことになる人事的な意味合いはどうか。

(プロジェクトチーム)

現在各区役所に、平均26人ずつ配置されているが、人事異動が3年から5年ごとに、どんどん今おっしゃられたように変わる。そうすると、3年なり5年税務の業務をするにあたって、知識を習得するという部分で、現在の体制からすると、先輩からの承継という部分も難しいところがあり、そういう知識を豊富に持っている者が、集まることによって、集約で

きる。それを承継して行って、ということなので、専門家になるということではないが。

現在の区役所体制では、当然研修等は十分にやっているが、短期間に知識を習得するのがなかなか難しい状況になっている。集まることによって、研修をできる者、リーダー的な者が常にいるというようなかたちになると思う。

(議長)

あの、私が市の職員ではないから言うのも変だが、組織が一元化することによって、税のプロパーの専門の人が持っている知識の後輩に対する伝授が、効率的に行なわれるということ。ただ、それは、内部の話で、それ以外の効率化は何かということ、おそらく今貼り付けている30名弱の各区のその部分の人数を減らして、それを別な方に振り分けることが可能になるという、削りしろというか、余剰の部分ができるということ。

税の場合は、コンビニで払うとかいう手段は、あの手この手をして払ってくれないという滞納者が増えているから、それを考えると、おそらく、20数名がなぜいるかっていうと、総勢で払ってくださいというのは、やはり手間隙かかる。だから、それを一元的に、中央に束ねて、専門的なプロ。

そういうことから、心配なさっているのは、そこで一生その人は終わるのかということ。

(B委員)

ええ。

(議長)

それは、おそらく、ローテーションを通常の組織よりは長く、そこに行ったら、通常の3~5年じゃなくて、もうちょっと長めにという。私が役人ではないので、私だったらそうするだろうという。ただ、モラルとかやる気の問題とかということになると、それが、国税専門官のように、初めからそこに行くという人とは違うと思うので、ただ、採用の段階で、今度は専門館として、そういう職種を設けることも可能だと思うが、採用の段階から計画すれば、また、別な効率性は発生するかと。

このアイデアって、これまでの事務のしぼってきた中で税以外には、何かあれば。

(事務局)

まだ、整備されているわけではないが、考えられるものとして、現在各区の区民課が行っている郵便の請求による住民票や戸籍謄正本等の発行業務というものが、今現在、各区の区民課が郵送を受け付け、証明書を発行し、また郵送で発送するというものを行なっている。

区の区民課のアイデアとして、例えば、センターのようなものを設けて、1か所で集中してやることにより、かなり効率性が上がるのではないかというようなものもある。そういったものも、ひとつ検討の俎上にはあるのかなと感じている。郵便請求が10区全体で、20年度で約16万件ほどある。

(議長)

それは、別に住所を区役所に書くか本庁に書くかという程度の問題っていうか、我々からするとどこでもいいわけで、発行さえしてくれれば。なるほど。ぜひ、検討を進めて実現する方向が望ましい。

(I委員)

先ほどの、税のところに戻るが、効率化を図る上で、一番いいのは、実は、口座振替だと

思う。滞納される方は口座振替でも納付を實際するにしても、滞納者の管理というのが必要だろうが、例えばそのさいたま市の口座振替率というのは、他の政令市に比べて、高いのか低いのか。もしも、低ければですね、一番効率を図るのが、口座振替を推進するのが一番いいと思う。徴収事務がなくなると思うので。その辺は、比較する数字か何かあるか。

(プロジェクトチーム)

すみません。今日は資料は用意していないが。

(G委員)

私の周りでも、みんなほとんど東京に、特に南区に関しては東京に行かれています方が多くて、こういう会議に出ているなんて話をすると、みんなが言うのが、朝から晩まで仕事をしていて、税金を払うにしても、何かの届出にしても、できればコンビニみたいに24時間営業の窓口がひとつあれば、ものすごく助かると。

やはり、区役所に何を求めますかっていうと、その声が一番多い。だから、そういう意味では、根本的な話になるが、窓口業務云々よりも、もっと効率化ということを考えれば、出先というか、多分駅にある市民の窓口、あそこの使われている稼働率っていうのが、見たいなあとと思う。

区役所に行くよりも、あそこに行く人の方が多いいんじゃないかなっていう。

特に南区は、武蔵浦和と南浦和に駅があるので、南区役所に行ったことがないという人たちもいるのではないかというくらい。そういう窓口がどこなのかというのも、もう少し見たほうがいいんじゃないかと思うが。

(議長)

具体的に、アクセスポイントが多ければ多いほどいい。ただ、その前段には、区がそれをやるっていうことにしないと、そのアクセスポイントも必ずしも有効に働かない可能性がある。両方見ていかなければならない。

(G委員)

そうすると、一番最初の頃の話に戻るが、区の特徴があって、南区と、北区とか西区と、問題というか、皆さんが何を求めているのかというところがものすごく違うところも、中身を良く見ていくとあるはずなので、その辺、全部一律っていうのも必要だが、ある一点では、差別化していくっていうところも必要なのではないかという気がする。

(議長)

前回のお話の時には、事務局の説明で、全区一律の役割分担で行きたいと、組織についても同じ名称のほうがいいのかという提案がされているが、そういう意味では今言った地域特性を、権限は権限、役割は役割として配分された後に、そこに地域特性の濃淡をだすのが、まさに、前回の組織編制権があるかどうか、これは、人にすると3級なのか5級なのかという、それぞれ、必ずしも意見がまとまっていないが、そういった話をうまく使うと、更に予算編成権が付くとなれば、そこでその地区の特性にあった活動あるいは組織っていうものをつくることができる。

だから、ある程度一律であっても、個性化を現すための道具として、予算編成権なり、組織配置権があると、係レベルのスクラップアンドビルドをするだけでも、特性に見合った組織作りは可能だと。

だからこそ、確かに予算編成と組織の配置権限というのは、ちょっとどこが望ましいのか改めて、素案みたいのができた段階で、皆さんともう一度検討させていただければと思う。

それでは、集中化して効率的になるものは、もう少し先ほどの残った73業務の中にあるのかどうかも含めて、もう一度見直しをしていただくことにして、一応予定された議題については皆さんの御意見を伺った。

これまでの意見を基に、それぞれ素案までは到底おぼつかないと思うが、素案の素案、いわゆるたたき台みたいなものを議論の流れというか構想全体のストーリーがわかるような形で作って、それを基にこれまでの、例えば、今日の話題だったら役割分担の話であるとか、あるいは一元化の話であるとか、それから元々の区役所の総合的な位置づけとはどういうものかなど、あらためて吟味し直して、報告書なり意見書なりの素案の案というものを可能な限り準備をして、今度はもう少し系統立てて意見が直接反映出来るように進めてまいりたいと思うので、どうぞよろしく願いしたい。

そういう意味では、報告書案を見据えた案を作らせていただく。

その他

アンケートについて（事務局）

6月11日までに投函していただき、集計結果を6月中下旬頃を目途に作業をすすめている。

次回以降の委員会日程について

第5回（次回） 6月29日（火）14：00

第6回 7月16日（金）14：00

（午後3時40分閉会）